

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> | <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> |
| <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止</p> | <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止 <u>（石綿含有建築材料）</u></p> |
| <p>第62条の2から第62条の6まで 削除</p> | <p><u>第62条の2 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1パーセントを超えるものとする。</u></p> |
| | |
| | <p><u>（1）吹付け石綿</u></p> |
| | <p><u>（2）石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）</u></p> |
| | <p><u>（3）石綿を含有する板状に成形された建築材料（前号に掲げるものを除く。以下「石綿含有成形板」という。）</u></p> |
| | <p><u>（事前調査における調査事項）</u></p> |
| <p><u>（削る）</u></p> | <p><u>第62条の3 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> |
| | <p><u>（1）石綿含有建築材料の使用の有無</u></p> |
| | <p><u>（2）石綿含有建築材料が使用される場合にあつては、その種類並びに種</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|-------------|---|
| <u>(削る)</u> | <u>類ごとの使用面積及び使用箇所</u> <u>(事前調査の方法)</u> <u>第62条の4 条例第67条の2第1項の規定による調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。</u> |
| <u>(削る)</u> | <u>(1) 設計図書その他の資料の確認</u> <u>(2) 目視による確認</u> <u>2 解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、前項各号に掲げる方法によっては建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、市長が別に定める方法により、当該建築物等の建築材料の一部を試料として採取し、当該試料中の石綿の含有の状況を分析することにより前条各号に掲げる事項について調査を行うものとする。ただし、解体等作業を伴う建設工事を施工するに当たり、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして石綿の飛散の防止の措置を講ずる場合は、この限りでない。</u> |
| <u>(削る)</u> | <u>(事前調査結果の保存を要する建設工事)</u> <u>第62条の5 条例第67条の2第2項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。</u> |
| <u>(削る)</u> | <u>(1) 石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）が使用されている建築物等の解体等作業を伴う建設工事</u> <u>(2) 石綿含有成形板が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事</u> <u>(3) 石綿含有建築材料が使用されていない建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事</u> |
| <u>(削る)</u> | <u>(事前調査結果の保存期間)</u> <u>第62条の6 条例第67条の2第2項に規定する規則で定める期間は、建築物等の解体等作業が完了した日から起算して3年間とする。</u> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(事前調査結果の届出を要する<u>特定工事</u>)</p> <p>第62条の7 条例<u>第67条の2第1項</u>に規定する規則で定める<u>特定工事</u>は、<u>次に掲げる特定工事</u>とする。</p> <p><u>(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事</u></p> <p><u>(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事</u></p> | <p>(事前調査結果の届出を要する<u>建設工事</u>)</p> <p>第62条の7 条例<u>第67条の2第3項</u>に規定する規則で定める<u>建設工事</u>は、<u>第62条の5第1号又は第2号に掲げる建設工事</u>とする。</p> |
| <p>(事前調査結果届出書)</p> <p>第62条の8 条例<u>第67条の2第1項又は第2項</u>の規定による届出は、事前調査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。</p> | <p>(事前調査結果届出書)</p> <p>第62条の8 条例<u>第67条の2第3項又は第4項</u>の規定による届出は、事前調査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。</p> |
| <p>(周辺住民への周知)</p> | <p>(周辺住民への周知)</p> |
| <p>第62条の9 <u>(削る)</u></p> | <p>第62条の9 条例<u>第67条の3第1項</u>の規定による表示は、<u>縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。</u></p> |
| <p><u>(削る)</u></p> | <p><u>2 前項に規定する掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</u></p> |
| <p><u>(削る)</u></p> | <p><u>(1) 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 石綿含有建築材料の種類</u></p> <p><u>(3) 石綿含有建築材料の使用の有無について調査を行った年月日</u></p> |
| <p><u>(削る)</u></p> | <p><u>3 条例第67条の3第1項の規定による表示は、特定排出等工事の期間中、行わなければならない。</u></p> |
| <p>条例<u>第67条の3</u>に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が<u>特定粉じん排出等作業</u>を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをい</p> | <p><u>4 条例第67条の3第2項</u>に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が<u>石綿排出等作業</u>を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをい</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>う。</p> <p>第62条の10 <u>削除</u></p> <p>(実施の届出を要しない<u>特定粉じん排出等作業</u>)</p> <p>第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める<u>特定粉じん排出等作業</u>は、<u>特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。)</u>が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。))の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。)の解体の作業であって当該<u>特定建築材料</u>の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。</p> <p>(石綿排出等作業実施届出書)</p> | <p>う。</p> <p><u>(作業実施基準)</u></p> <p>第62条の10 <u>条例第67条の4第1項の作業実施基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有成形板を除去するか、又は石綿の飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 特定排出等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</u></p> <p><u>イ 石綿含有成形板を湿潤化して除去すること。</u></p> <p><u>ウ 原則として手作業により原形を保ったまま除去すること。</u></p> <p><u>(2) 石綿含有成形板が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事にあつては、当該石綿排出等作業の期間中、次に掲げる事項を記載した縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を、公衆の見やすい箇所に設置すること。</u></p> <p><u>ア 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>イ 石綿排出等作業の実施の期間</u></p> <p><u>ウ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容</u></p> <p><u>エ 現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p>(実施の届出を要しない<u>石綿排出等作業</u>)</p> <p>第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める<u>石綿排出等作業</u>は、<u>石綿含有建築材料(石綿含有成形板に限る。)</u>が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。))の床面積の合計が80平方メートル以上である<u>解体の作業を伴う建設工事に係る</u>ものに限る。)の解体の作業であって当該<u>石綿含有成形板</u>の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。</p> <p>(石綿排出等作業実施届出書)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第62条の12 条例第67条の5第1項又は第2項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書（第25号様式の3）により行うものとする。</p> <p>2 条例第67条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>(2) 石綿排出等作業の工程を明示した<u>特定工事</u>の工程の概要</p> <p>(3) 注文者の氏名又は名称</p> <p>(4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</p> <p>(5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先 (石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者)</p> | <p>第62条の12 条例第67条の5第1項又は第2項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書（第25号様式の3）により行うものとする。</p> <p>2 条例第67条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>(2) 石綿排出等作業の工程を明示した<u>特定排出等工事</u>の工程の概要</p> <p>(3) 注文者の氏名又は名称</p> <p>(4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</p> <p>(5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先 (石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者)</p> |
| <p>第62条の13 条例第67条の6第1項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る<u>特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等を除く。）</u>の使用面積の合計が50平方メートル以上であるものを伴う<u>特定工事</u>を施工する事業者とする。</p> <p>(石綿濃度測定計画届出書)</p> | <p>第62条の13 条例第67条の6第1項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る<u>石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）</u>の使用面積の合計が50平方メートル以上であるものを伴う<u>特定排出等工事</u>を施工する事業者とする。</p> <p>(石綿濃度測定計画届出書)</p> |
| <p>第62条の14 条例第67条の6第1項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書（第25号様式の4）により行うものとする。</p> <p>(石綿の濃度の測定)</p> | <p>第62条の14 条例第67条の6第1項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書（第25号様式の4）により行うものとする。</p> <p>(石綿の濃度の測定)</p> |
| <p>第62条の15 条例第67条の6第2項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法（平成元年環境庁告示第93号）別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。</p> <p>2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。</p> <p>(石綿濃度測定結果報告書)</p> | <p>第62条の15 条例第67条の6第2項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法（平成元年環境庁告示第93号）別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。</p> <p>2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。</p> <p>(石綿濃度測定結果報告書)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第62条の16 条例第67条の6第2項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書（第25号様式の5）により行うものとする。</p> <p>（作業完了報告書）</p> | <p>第62条の16 条例第67条の6第2項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書（第25号様式の5）により行うものとする。</p> <p>（作業完了報告書）</p> |
| <p>第62条の17 条例第67条の7の規定による報告は、作業完了報告書（第25号様式の6）により行うものとする。</p> <p>（<u>特定工事</u>を施工する事業者等の公表）</p> | <p>第62条の17 条例第67条の7の規定による報告は、作業完了報告書（第25号様式の6）により行うものとする。</p> <p>（<u>特定排出等工事</u>を施工する事業者等の公表）</p> |
| <p>第62条の18 条例第67条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>（2） 違反の事実</p> <p>（3） 勧告の内容</p> <p>（4） その他市長が必要と認める事項</p> | <p>第62条の18 条例第67条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>（2） 違反の事実</p> <p>（3） 勧告の内容</p> <p>（4） その他市長が必要と認める事項</p> |

改正後

別表第13（第19条、第49条、第57条関係）

騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 デシベル）

| 時間 | 午前6時から午後6時まで | 午前8時から午後6時まで及び午後6時から午後11時まで | 午後11時から午前6時まで |
|--------------|--------------|-----------------------------|---------------|
| 地域 | | | |
| 第一種低層住居専用地域 | 50 | 45 | 40 |
| 第二種低層住居専用地域 | | | |
| 第一種中高層住居専用地域 | | | |
| 第二種中高層住居専用地域 | | | |
| 田園住居地域 | | | |
| 第一種住居地域 | 55 | 50 | 45 |
| 第二種住居地域 | | | |
| 準住居地域 | | | |
| 近隣商業地域 | 65 | 60 | 50 |
| 商業地域 | | | |
| 準工業地域 | | | |
| 工業地域 | 70 | 65 | 55 |
| 工業専用地域 | 75 | 75 | 65 |
| その他の地域 | 55 | 50 | 45 |

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第

改正前

別表第13（第19条、第49条、第57条関係）

騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 デシベル）

| 時間 | 午前6時から午後6時まで | 午前8時から午後6時まで及び午後6時から午後11時まで | 午後11時から午前6時まで |
|--------------|--------------|-----------------------------|---------------|
| 地域 | | | |
| 第一種低層住居専用地域 | 50 | 45 | 40 |
| 第二種低層住居専用地域 | | | |
| 第一種中高層住居専用地域 | | | |
| 第二種中高層住居専用地域 | | | |
| 第一種住居地域 | 55 | 50 | 45 |
| 第二種住居地域 | | | |
| 準住居地域 | | | |
| 近隣商業地域 | 65 | 60 | 50 |
| 商業地域 | | | |
| 準工業地域 | | | |
| 工業地域 | 70 | 65 | 55 |
| 工業専用地域 | 75 | 75 | 65 |
| その他の地域 | 55 | 50 | 45 |

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「<u>田園住居地域</u>」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。</p> <p>4 騒音の測定の方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値</p> <p>(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値</p> <p>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団</p> | <p>一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。</p> <p>4 騒音の測定の方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値</p> <p>(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値</p> <p>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団</p> |

改正後

地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の許容限度（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、 $S + S' / 2$ とする。

7 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される騒音の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第19条、第49条関係）

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 デシベル）

| 時間 | 午前8時から午後7時 | 午後7時から午前8時 |
|------------|------------|------------|
| 地域 | まで | まで |
| 第一種低層住居専用 | 60 | 55 |
| 地域 | | |
| 第二種低層住居専用 | | |
| 地域 | | |
| 第一種中高層住居専用 | | |
| 地域 | | |
| 第二種中高層住居専用 | | |
| 地域 | | |
| 田園住居地域 | | |

改正前

地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の許容限度（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、 $S + S' / 2$ とする。

7 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される騒音の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第19条、第49条関係）

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 デシベル）

| 時間 | 午前8時から午後7時 | 午後7時から午前8時 |
|------------|------------|------------|
| 地域 | まで | まで |
| 第一種低層住居専用 | 60 | 55 |
| 地域 | | |
| 第二種低層住居専用 | | |
| 地域 | | |
| 第一種中高層住居専用 | | |
| 地域 | | |
| 第二種中高層住居専用 | | |
| 地域 | | |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------|----|----|---------|----|----|
| 第一種住居地域 | 65 | 55 | 第一種住居地域 | 65 | 55 |
| 第二種住居地域 | | | 第二種住居地域 | | |
| 準住居地域 | | | 準住居地域 | | |
| 近隣商業地域 | 65 | 60 | 近隣商業地域 | 65 | 60 |
| 商業地域 | | | 商業地域 | | |
| 準工業地域 | | | 準工業地域 | | |
| 工業地域 | 70 | 60 | 工業地域 | 70 | 60 |
| 工業専用地域 | 70 | 65 | 工業専用地域 | 70 | 65 |
| その他の地域 | 65 | 55 | その他の地域 | 65 | 55 |

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の

改正後

敷地境界線上の地点とする。

5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位 デシベル)

| 指示値の差 | 補正値 |
|-------|-----|
| 3 | 3 |
| 4 | 2 |
| 5 | |
| 6 | 1 |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間

改正前

敷地境界線上の地点とする。

5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位 デシベル)

| 指示値の差 | 補正値 |
|-------|-----|
| 3 | 3 |
| 4 | 2 |
| 5 | |
| 6 | 1 |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値</p> <p>7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度が当該隣接する地域の許容限度より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、当該事業所の属する地域の許容限度から5デシベルを減じたものとする。</p> <p>8 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される振動の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。</p> <p>9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。</p> | <p>隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値</p> <p>7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度が当該隣接する地域の許容限度より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、当該事業所の属する地域の許容限度から5デシベルを減じたものとする。</p> <p>8 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される振動の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。</p> <p>9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。</p> |

| 改正後 | | | |
|-------------------------------------|--|----------|-------------|
| 第2号様式（1面） | | | |
| 指定事業所概要書 | | | |
| 業種 作業工程 | | | |
| 主要な生産品及びその生産量 | 主要な生産品 | 生産量 | |
| | | | |
| 比 域 | <input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他の地域 | | |
| | | | |
| 規 模 | 資本金又は出資金 | 事業所の従業員数 | 敷地面積 延物の床面積 |
| | 千円 | 人 | ㎡ ㎡ |
| 敷地・建物等の状況 | 指定事業所の位置及び周辺の状況 敷地内における建物等の配置状況 | | |
| | 建物工種の種類及び工事予定期間 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 建物等の構造及び規模 | | | |
| 不燃やポリウレタン樹脂の塗布の作業を行う場合にあつては、その作業の状況 | | | |
| 備考 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。 | | | |

| 改正前 | | | |
|-------------------------------------|---|----------|-------------|
| 第2号様式（1面） | | | |
| 指定事業所概要書 | | | |
| 業種 作業工程 | | | |
| 主要な生産品及びその生産量 | 主要な生産品 | 生産量 | |
| | | | |
| 比 域 | <input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他の地域 | | |
| | | | |
| 規 模 | 資本金又は出資金 | 事業所の従業員数 | 敷地面積 建物の床面積 |
| | 千円 | 人 | ㎡ ㎡ |
| 敷地・建物等の状況 | 指定事業所の位置及び周辺の状況 敷地内における建物等の配置状況 | | |
| | 建物工種の種類及び工事予定期間 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 建物等の構造及び規模 | | | |
| 不燃やポリウレタン樹脂の塗布の作業を行う場合にあつては、その作業の状況 | | | |
| 備考 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。 | | | |

改正後

改正前

第25号様式の2

第25号様式の2

事前調査結果届出書

事前調査結果届出書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(第33条第2項第3項及び第4項)の規定により、次のとおり届出します。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(第33条第2項第3項第4項)の規定により、次のとおり届出します。

| | |
|---------------------------------|---|
| 施設等の名称 | |
| 施設等の場所 | |
| 施設等の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 施設等の対象床面積 | ㎡ |
| 事前調査実施 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 施設等(建築物)の種類及び用途 用途 | <input type="checkbox"/> 吹付け石膏 _____ ㎡ |
| | <input type="checkbox"/> 石膏を含有する断熱材、保冷材及び防火被覆材 _____ ㎡ |
| | 合計 _____ ㎡ |
| | <input type="checkbox"/> 石膏含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石膏含有保冷材 (詳細は附表のとおり) _____ ㎡ |
| 建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 構造・階数 建築年月日 |
| | <input type="checkbox"/> その他工作物 |
| 出発者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 氏名 |
| 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先 | 電話番号 氏名 |
| 他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 施設等の名称 | |
| 施設等の場所 | |
| 施設等の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 施設等の対象床面積 | ㎡ |
| 事前調査実施 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 施設等(建築物)の種類及び用途 用途 | <input type="checkbox"/> 吹付け石膏 _____ ㎡ |
| | <input type="checkbox"/> 石膏を含有する断熱材、保冷材及び防火被覆材 _____ ㎡ |
| | 合計 _____ ㎡ |
| | <input type="checkbox"/> 石膏含有断熱材 <input type="checkbox"/> 石膏含有保冷材 (詳細は附表のとおり) _____ ㎡ |
| 建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 構造・階数 建築年月日 |
| | <input type="checkbox"/> その他工作物 |
| 出発者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 氏名 |
| 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先 | 電話番号 氏名 |
| 他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |

備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名をすることができます。

備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名をすることができます。

改正後

付表

| | 使用箇所 | 建物の種別 | 使用面積 (㎡) | 事前調査の方法 | |
|-------------------------------------|------|-------|----------|--------------------------------|------------------------------|
| | | | | 表裏の両面 | 片側面 |
| 支付の年 | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側面 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |
| この表を記入する箇所は、この表の記入箇所を重複して記入しないこととする | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |
| この表を記入する箇所は、この表の記入箇所を重複して記入しないこととする | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |
| この表を記入する箇所は、この表の記入箇所を重複して記入しないこととする | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |

備考 1 調査対象の対象となる建築物等の部分の取組図を添付し、取組図は、主裏面に及び付帯建築物の取組図を記入してください。
2 指定記入欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に表示されているものとします。

改正前

付表

| | 取組箇所 | 建物の種別 | 使用面積 (㎡) | 事前調査の方法 | |
|-------------------------------------|------|-------|----------|--------------------------------|------------------------------|
| | | | | 表裏の両面 | 片側面 |
| 支付の年 | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側面 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |
| この表を記入する箇所は、この表の記入箇所を重複して記入しないこととする | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側面 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |
| この表を記入する箇所は、この表の記入箇所を重複して記入しないこととする | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側面 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |
| この表を記入する箇所は、この表の記入箇所を重複して記入しないこととする | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側面 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 表裏の両面 | <input type="checkbox"/> 片側 |
| | 合計 | | | | |

備考 1 調査対象の対象となる建築物等の部分の取組図を添付し、取組図は、主裏面に及び付帯建築物の取組図を記入してください。
2 指定記入欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に表示されているものとします。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|------------|--|---------------|--------------|----------------------------|---------|----------------------|---|------------|--------|----------------------|---|-----------|----|---------------------|------------|---|------------|-----|-----------------------|---|------------|--|------------|--|---------------|--------------|----------------------------|---------|----------------------|---|------------|--------|----------------------|---|-----------|----|---------------------|------------|---|------------|-----|-----------------------|
| <p>第25号様式の3</p> <p>石綿排出等作業実施届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(施先) 川崎市長</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5第1項又は第2項の規定により、次のとおり届出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">石綿排出等作業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の実施の期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び使用用途</td> <td style="text-align: center;">見取図のとおり</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の方法</td> <td style="text-align: center;">石綿のとおり</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要</td> <td> <input type="checkbox"/>建築物 <input type="checkbox"/>構内・階敷 <input type="checkbox"/>床面積 <input type="checkbox"/>その他工作物 ㎡ </td> </tr> <tr> <td>施先の氏名又は名称</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>届出をする者の現場責任者の氏名及び住所</td> <td>氏名 電話番号</td> </tr> <tr> <td>下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所</td> <td>氏名 電話番号</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td> </tr> </table> <p>備考 1 □のある欄には、該当する□内を印を記載してください。 2 建築物の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び建築物等の使用用途を記入してください。 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合、申請をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の1第2項第1号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類となります。 4 見取図の用紙の大きさに、区画、宗尊やわを付しているを除き、日本産業規格A4としてください。 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、捺印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができると。</p> | 石綿排出等作業の名称 | | 石綿排出等作業の場所 | | 石綿排出等作業の実施の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | 石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び使用用途 | 見取図のとおり | 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | ㎡ | 石綿排出等作業の方法 | 石綿のとおり | 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 構内・階敷 <input type="checkbox"/> 床面積 <input type="checkbox"/> その他工作物 ㎡ | 施先の氏名又は名称 | 氏名 | 届出をする者の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | <p>第25号様式の3</p> <p>石綿排出等作業実施届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(施先) 川崎市長</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5第1項又は第2項の規定により、次のとおり届出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">石綿排出等作業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の実施の期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び使用用途</td> <td style="text-align: center;">見取図のとおり</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の方法</td> <td style="text-align: center;">石綿のとおり</td> </tr> <tr> <td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要</td> <td> <input type="checkbox"/>建築物 <input type="checkbox"/>構内・階敷 <input type="checkbox"/>床面積 <input type="checkbox"/>その他工作物 ㎡ </td> </tr> <tr> <td>施先の氏名又は名称</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>届出をする者の現場責任者の氏名及び住所</td> <td>氏名 電話番号</td> </tr> <tr> <td>下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所</td> <td>氏名 電話番号</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td> </tr> </table> <p>備考 1 □のある欄には、該当する□内を印を記載してください。 2 建築物の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び建築物等の使用用途を記入してください。 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、申請をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の1第2項第1号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類となります。 4 見取図の用紙の大きさに、区画、宗尊やわを付しているを除き、日本産業規格A4としてください。 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、捺印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができると。</p> | 石綿排出等作業の名称 | | 石綿排出等作業の場所 | | 石綿排出等作業の実施の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | 石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び使用用途 | 見取図のとおり | 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | ㎡ | 石綿排出等作業の方法 | 石綿のとおり | 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 構内・階敷 <input type="checkbox"/> 床面積 <input type="checkbox"/> その他工作物 ㎡ | 施先の氏名又は名称 | 氏名 | 届出をする者の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |
| 石綿排出等作業の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の実施の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び使用用途 | 見取図のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | ㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の方法 | 石綿のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 構内・階敷 <input type="checkbox"/> 床面積 <input type="checkbox"/> その他工作物 ㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施先の氏名又は名称 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 届出をする者の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の実施の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の対象となる建築物等の種類及び使用用途 | 見取図のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | ㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の方法 | 石綿のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 構内・階敷 <input type="checkbox"/> 床面積 <input type="checkbox"/> その他工作物 ㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施先の氏名又は名称 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 届出をする者の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所 | 氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改正後

改正前

別紙

石綿排出等作業の方法

| | |
|--|----------------------|
| <p>石綿含有率0.1%以上の石綿含有率の 飛散の抑制方法</p> | |
| <p>使用する資材及びその種類</p> | |
| <p>その他の石綿の排出又は飛散の抑 制方法</p> | |
| <p>指示板</p> | <p>設置予定年月日 年 月 日</p> |
| <p>設置場所</p> | <p>見取図のとおり</p> |

- 備考
- この様式は石綿拵片等作業ごとに作成してください。
 - その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第22号の第2項に規定する「同等以上の効果をもつ措置」の内容等を記載してください。
 - 幕等の設置状況、漏洩化及び手作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。

別紙

石綿排出等作業の方法

| | |
|--|----------------------|
| <p>石綿含有率0.1%以上の石綿含有率の 飛散の抑制方法</p> | |
| <p>使用する資材及びその種類</p> | |
| <p>その他の石綿の排出又は飛散の抑 制方法</p> | |
| <p>指示板</p> | <p>設置予定年月日 年 月 日</p> |
| <p>設置場所</p> | <p>見取図のとおり</p> |

- 備考
- この様式は石綿拵片等作業ごとに作成してください。
 - その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第22号の第2項に規定する「同等以上の効果をもつ措置」の内容等を記載してください。
 - 幕等の設置状況、漏洩化及び手作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。

改正後

改正前

第25号様式の4

第25号様式の4

石綿濃度測定計画届出書

石綿濃度測定計画届出書

(宛先) 川崎市長

(宛先) 川崎市長

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 郵便番号
 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 郵便番号
 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------------------|---|
| 測定対象の名称 | |
| 測定対象の場所 | |
| 測定対象材料の長尺面積 | m ² |
| 測定対象の開始前 | 測定実施予定年月日 年 月 日 測定の場所 見取図のとおり |
| 測定対象の取替中 | 測定対象の場所 測定の場所 見取図のとおり 測定実施予定年月日 年 月 日 測定の場所 見取図のとおり |
| 測定対象の完了後 | 測定実施予定年月日 年 月 日 測定の場所 見取図のとおり |
| 測定をする者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |

| | |
|--------------------|---|
| 測定対象の名称 | |
| 測定対象の場所 | |
| 石綿含有建築物の使用面積 | m ² |
| 石綿検査実施者の開始前 | 測定実施予定年月日 年 月 日 測定の場所 見取図のとおり |
| 石綿検査実施者の取替中 | 測定対象の場所 測定の場所 見取図のとおり 測定実施予定年月日 年 月 日 測定の場所 見取図のとおり |
| 石綿検査実施者の完了後 | 測定実施予定年月日 年 月 日 測定の場所 見取図のとおり |
| 測定をする者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |

備考 1 2回以上濃度測定を行わなければならない場合には、測定対象の期間中の欄に測定実施予定年月日を全て記入してください。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

備考 1 2回以上濃度測定を行わなければならない場合には、測定対象の期間中の欄に測定実施予定年月日を全て記入してください。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

改正前

第25号様式の5

第25号様式の5

石綿濃度測定結果報告書

石綿濃度測定結果報告書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 川崎市

(宛先) 川崎市

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第2項の規定により、次のとおり報告します。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第2項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 測定対象の名称 | |
| 測定対象の場所 | |
| 測定対象の事業の営業期間(実作業日数) | 年 月 日～ 年 月 日() |
| 石綿濃度測定の結果 | 別添のとおり |
| 石綿濃度測定計画提出年(月) | 年 月 日 |
| 測定をした者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 測定対象の名称 | |
| 測定対象の場所 | |
| 測定対象の事業の営業期間(実作業日数) | 年 月 日～ 年 月 日() |
| 石綿濃度測定の結果 | 別添のとおり |
| 石綿濃度測定計画提出年(月) | 年 月 日 |
| 測定をした者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |

備考 1 大気中の石綿濃度の測定結果、測定位置及び測定状況の記録を添付してください。
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

備考 1 大気中の石綿濃度の測定結果、測定位置及び測定状況の記録を添付してください。
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----------|--|------------------|-------|------------------|--|---------|---|-----|-----------------------|---|----------|--|----------|--|------------------|-------|------------------|--|---------|---|-----|-----------------------|
| <p>第25号様式の6</p> <p style="text-align: center;">作業完了報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">特定排出物の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定排出物の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定排出物の排出作業の完了年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業実施計画と実際の作業の相違点</td> </tr> <tr> <td>作業実施年月日</td> <td style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 不純排出等作業実施年月日 </td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td style="text-align: right;"> 担当部署 担当者氏名 電話番号 </td> </tr> </table> <p>備考 1 □のある欄には、該当する□内に内容を記載してください。 2 実施した特定排出物排出等作業の工程の概要及び作業中の状況を確認できる書類（写真など）を添付してください。 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。</p> | 特定排出物の名称 | | 特定排出物の場所 | | 特定排出物の排出作業の完了年月日 | 年 月 日 | 作業実施計画と実際の作業の相違点 | | 作業実施年月日 | <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 不純排出等作業実施年月日 | 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | <p>第25号様式の6</p> <p style="text-align: center;">作業完了報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">特定排出物の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定排出物の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定排出物の排出作業の完了年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業実施計画と実際の作業の相違点</td> </tr> <tr> <td>作業実施年月日</td> <td style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 石綿排出等作業実施年月日 </td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td style="text-align: right;"> 担当部署 担当者氏名 電話番号 </td> </tr> </table> <p>備考 1 □のある欄には、該当する□内に内容を記載してください。 2 実施した特定排出物排出等作業の工程の概要及び作業中の状況を確認できる書類（写真など）を添付してください。 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。</p> | 特定排出物の名称 | | 特定排出物の場所 | | 特定排出物の排出作業の完了年月日 | 年 月 日 | 作業実施計画と実際の作業の相違点 | | 作業実施年月日 | <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 石綿排出等作業実施年月日 | 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 |
| 特定排出物の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定排出物の場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定排出物の排出作業の完了年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作業実施計画と実際の作業の相違点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作業実施年月日 | <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 不純排出等作業実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定排出物の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定排出物の場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定排出物の排出作業の完了年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作業実施計画と実際の作業の相違点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作業実施年月日 | <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 石綿排出等作業実施年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> | <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p> |
| <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止 第62条の2から<u>第62条の8</u>まで 削除 <u>(削る)</u></p> | <p>目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止 第62条の2から<u>第62条の6</u>まで 削除 <u>(事前調査結果の届出を要する特定工事)</u> <u>第62条の7 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。</u></p> |
| <p><u>(削る)</u></p> | <p><u>(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事</u> <u>(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事</u> <u>(事前調査結果届出書)</u> <u>第62条の8 条例第67条の2第1項又は第2項の規定による届出は、事前調</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(周辺住民への周知)</p> <p>第62条の9 <u>条例第67条の3に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。</u></p> <p><u>(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事</u></p> <p><u>(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事</u></p> <p>2 条例第67条の3に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が石綿排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをいう。</p> <p>第62条の10 削除 (実施の届出を要しない特定粉じん排出等作業)</p> <p>第62条の11 <u>条例第67条の5第1項に規定する規則で定める特定粉じん排出等作業は、<u>大気汚染防止法第2条第11項に規定する</u>特定建築材料（以下「<u>特定建築材料</u>」という。）（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。）が使用されている建築物（当該建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。）の解体の作業であって当該特定建築材料の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。</u></p> | <p><u>査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。</u></p> <p>(周辺住民への周知)</p> <p>第62条の9 <u>(新設)</u></p> <p>条例第67条の3に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が石綿排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをいう。</p> <p>第62条の10 削除 (実施の届出を要しない特定粉じん排出等作業)</p> <p>第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める特定粉じん排出等作業は、特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。)が使用されている建築物（当該建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。）の解体の作業であって当該特定建築材料の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。</p> |

改正後

様式目次

| 様式番号 | 名称 | 関係条文 |
|-------|---------------|---------|
| 1～25 | 略 | |
| 25の2 | 削除 | |
| 25の3 | 石綿排出等作業実施届出書 | 第62条の12 |
| 25の4 | 石綿濃度測定計画届出書 | 第62条の14 |
| 25の5 | 石綿濃度測定結果報告書 | 第62条の16 |
| 25の6 | 作業完了報告書 | 第62条の17 |
| 26～38 | 略 | |

改正前

様式目次

| 様式番号 | 名称 | 関係条文 |
|-------|----------------------|-------------------|
| 1～25 | 略 | |
| 25の2 | 事前調査結果届出書 | 第62条の8 |
| 25の3 | 石綿排出等作業実施届出書 | 第62条の12 |
| 25の4 | 石綿濃度測定計画届出書 | 第62条の14 |
| 25の5 | 石綿濃度測定結果報告書 | 第62条の16 |
| 25の6 | 作業完了報告書 | 第62条の17 |
| 26～38 | 略 | |

改正後

改正前

(削る)

第 2 5 号様式の 2

事前調査結果届出書

(宛先) 日時市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

市が「市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第 6 7 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり届出を求めます。

| | | | | | |
|----------------------------------|---|-------|--|-------|--|
| 特定工事の名称 | | | | | |
| 特定工事の場所 | | | | | |
| 特定工事の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | | | |
| 特定工事の対象床面積 | ㎡ | | | | |
| 事前調査範囲 | 年 月 日～ 年 月 日 | | | | |
| 特定建築材料の種類及び使用面積 | <input type="checkbox"/> 床付け石綿 ㎡ <input type="checkbox"/> 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材 ㎡ 合計 ㎡ | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 綿含有養生塗材 ㎡ <input type="checkbox"/> 綿含有成形板等 ㎡ (詳細は「表のとおり’) 合計 ㎡ | | | | |
| 建築物等の概要 | <input type="checkbox"/> 建築物 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>階数・形状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築年月日</td> <td></td> </tr> </table> | 階数・形状 | | 建築年月日 | |
| | 階数・形状 | | | | |
| 建築年月日 | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他の工作物 | | | | | |
| 注文者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 | | | | |
| 届出をされる者の現場責任者の氏名及び連絡先 | 氏名 電話番号 | | | | |
| 他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先 | 氏名又は名称 電話番号 | | | | |
| 届終先 | 担当部署 担当者氏名 電話番号 | | | | |

備考 1. のある欄には、該当する欄にシ印を記載してください。
 2. 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することによって、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することになります。

改正後

改正前

付表

| | 使用箇所 | 建物の種類 | 使用面積 (㎡) | 事前調査の方法 | |
|-----------------------------|------|-------|----------|--------------------------------|------------------------------|
| | | | | 大気汚染防止法施行規則第16条の5 | |
| 大付け窓等 | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | 合計 | | | | |
| ガラス窓を有する建物のうち、雨どい及び断熱材等の被覆材 | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | 合計 | | | | |
| ガラス窓を有しない窓材 | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | 合計 | | | | |
| ガラス窓を有しない窓枠 | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | | | | <input type="checkbox"/> 分析 | <input type="checkbox"/> みなし |
| | | | | <input type="checkbox"/> 設計図書等 | <input type="checkbox"/> 目視 |
| | 合計 | | | | |

- 備考
- 1 特定工場の対象となる建築物等の窓枠の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入してください。
 - 2 指定寸法で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に記載されているものとします。